

「利用者情報登録」について

～「採用責任者」を電子フォームで申請する際に留意すべきこと～

- 施設等及び自治体における採用形態等の違いを踏まえ、主な例として5つあげ、データベースの利用者情報の登録にあたり、**注意すべきポイント**についてまとめたものです。

注) 「利用者情報登録」については、例示に限らず、対象となるすべての法人、施設類型及び自治体において同様の考え方となります。
なお、全ての採用形態をカバーしているものではありませんが、5つの例を参考として適切に「利用者情報登録」を行ってください。

電子フォームの質問概要	公立(自治体)の場合	3
〃	私立(法人単位)の場合	4
〃	私立(施設単位)の場合	5
データベースの利用者登録について		6
パターン①	1法人で1施設を運営している場合	8
パターン②-1	法人本部で全ての運営施設等の採用業務を行っている場合	9
パターン②-2	人事担当課で全ての各施設等担当課の採用業務を行っている場合	10
パターン③	各施設等で採用業務を行っている場合	11
パターン④	法人本部で各施設等の常勤職員のための採用業務を行い、各施設等で 非常勤職員や短時間勤務職員のための採用業務を行っている場合	12
パターン⑤	法人本部と各施設等ごとに採用形態が異なる場合	13
参考資料		14
主なQ&A		15
入力画面の例示		23

○採用区分と施設類型ごとにID等を付与します。

質問グループ①（採用責任者の情報）

質問項目

自治体名をご入力ください

採用責任者の所属をご入力ください

採用責任者の役職をご入力ください。

（例：人事部長、人事課長、職員担当、施設長、施設採用担当課長等）

採用責任者の氏名

採用責任者の所属メールアドレス ※ID配布等をお知らせをする際に必要。

採用責任者の個人メールアドレス ※ログインする際の多要素認証に必要。

採用責任者の電話

質問グループ②（採用範囲の情報）※選択式

採用区分	選択肢の例						
正規職員	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支 援センター	一時預かり 事業	...
会計年度職員 (人事課採用の場合)	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支 援センター	一時預かり 事業	...
会計年度職員 (担当課採用の場合)	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支 援センター	一時預かり 事業	...
その他採用区分①	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支 援センター	一時預かり 事業	...
その他採用区分②	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支 援センター	一時預かり 事業	...

※各施設類型における各採用区分で重複が生じないように注意してください。

（例：「認可保育所」の「正規雇用」について採用責任者を1人に限定し、2人以上の登録がされないように申請） 3

○法人単位でID等を付与します。

質問グループ①（法人情報）

質問項目

法人名

代表者名

住所

質問グループ②（法人で所管している施設）※選択式

施設名	所在市区町村	選択肢の例						
施設名①	市区町村①	認可保育所	幼保連携型認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支援センター	一時預かり事業	・・・
施設名②	市区町村②	認可保育所	幼保連携型認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支援センター	一時預かり事業	・・・
施設名③	市区町村③	認可保育所	幼保連携型認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支援センター	一時預かり事業	・・・
施設名④	市区町村④	認可保育所	幼保連携型認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支援センター	一時預かり事業	・・・
⋮								

質問グループ③（採用責任者情報）

質問項目

採用責任者の所属

採用責任者の役職

採用責任者の氏名

採用責任者の所属メールアドレス ※ID配布等をお知らせをする際に必要。

採用責任者の個人メールアドレス ※ログインする際の多要素認証に必要。

採用責任者の電話

○施設ごとにID等を付与します。

質問グループ①（施設情報）

質問項目

設置者名

施設名

住所

質問グループ②（施設類型）※選択式

選択肢の例

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	乳児院	児童養護施設	児童発達支援セ ンター	一時預かり事業	・・・
-------	-----------------	-----	--------	----------------	---------	-----

質問グループ③（採用責任者情報）

質問項目

採用責任者の所属

採用責任者の役職

採用責任者の氏名

採用責任者の所属メールアドレス ※ID配布等をお知らせをする際に必要。

採用責任者の個人メールアドレス ※ログインする際の多要素認証に必要。

採用責任者の電話

利用者情報の登録について

【施設類型・採用形態等の違いによる I D 等の払出しについて】

施設・事業所においては、保育士を採用するにあたり、**対象施設類型や採用形態によって、同一自治体・法人・施設内でも採用責任者が異なることが想定されます。**

すなわち、公立施設（公設公営）において、対象施設類型、採用形態等によって自治体の採用責任者（所管課）が異なる場合、民間施設において、同一法人内の施設ごとに、又は採用形態ごとに、異なる採用責任者が存在する場合など、データベースを利用する際、対象施設類型や採用形態等に応じて、データベースを利用する者(採用責任者)として、誰を指定するべきか悩まれることかと思えます。

したがって、上記の解決の一助となるよう、主にご質問の多い事項等について、ポイントとなる点としてQ&A及び「利用者情報登録」の考え方について、参考として整理していますので、これらの考え方を踏まえ適切な利用者情報の登録をお願いいたします。

【ポイント】

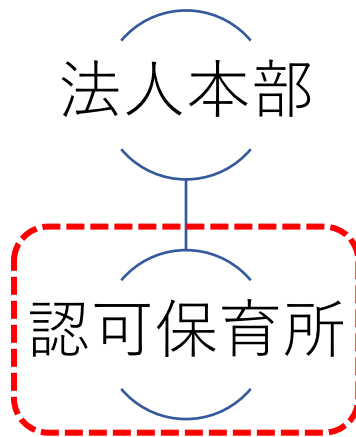
- ☞ 基本的に、**1採用責任者1つのID**を付与すること。
※ただし、法人内及び施設間、及び自治体内において、採用形態等が異なる場合はこの限りではありません。
- ☞ 「採用責任者」としてIDが付与されると、その者に対し、厳格な安全管理措置が課されること。
- ☞ 本データベースは機微な個人情報を扱うこととなるため、不正利用や情報漏洩防止等の観点から、**同一人物に対する払出しは1つのIDとし、利用者情報の登録は重複しないようにしてください。**
- ☞ 法人・施設、自治体においては、採用形態として、
 - ・採用に関して法人本部の人事担当責任者、あるいは自治体の人事担当課で一括で行っている場合、
 - ・採用を法人本部で行わず各施設等それぞれで行っている場合、
 - ・法人内でも法人本部で常勤職員、各施設等で非常勤の者の採用を行っている場合、
 - ・施設内の事業ごとの採用責任者が異なる場合
(例えば、病児保育併設型保育所などであって、病児保育事業と認可保育所の採用責任者が異なる場合など)、
 - ・施設内でも常勤・非常勤ごとの採用責任者が異なる場合、
 - ・公営施設において、自治体内に施設類型ごとや正職員と会計年度職員の別により採用責任者が異なる場合、
など、さまざまは採用形態が想定されることから、「利用者情報登録」の際は、十分連携の上、登録する必要があること。
- ☞ 「利用者情報登録」は**現在の採用権限などの変更を求めものではありません。**
したがって、現在の法人・施設又は自治体における採用の実態を踏まえ、柔軟な登録が可能であること。
ただし、**同一人物に対する払出しは1IDとしてください。**



「1つ」のID付与

① 1法人で1施設を運営している場合

※この場合、「法人本部」又は「認可保育所」の**いずれか**に対しID付与



※「認可保育所」に採用責任者がいる場合

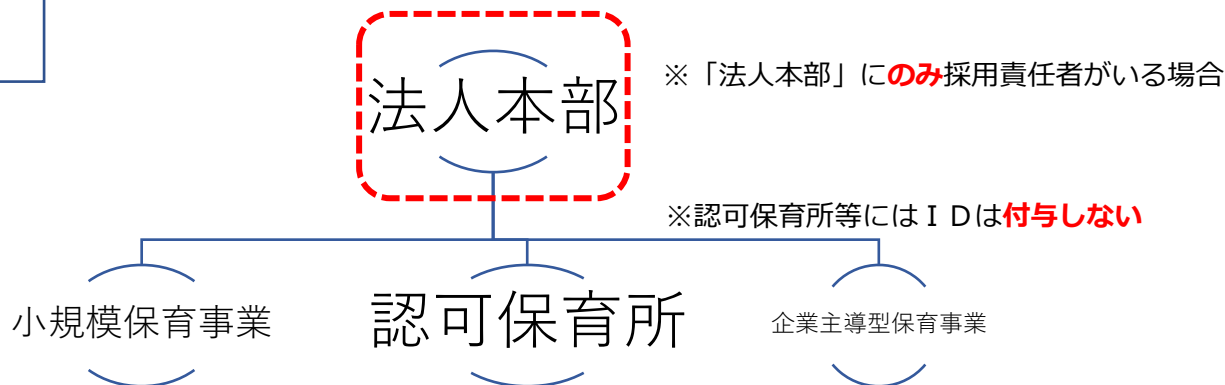
重要ポイント

・この事例は、1法人が1施設を運営している場合であり、さらに、「認可保育所」で採用業務を行っている事例です。この事例においては、「認可保育所」にいる施設長などの「採用責任者」に対してIDを付与することを想定しています。一方、例えば採用業務を「認可保育所」ではなく「法人本部」において行っている場合については、「採用責任者」は法人本部にいることから、「法人本部」の「採用責任者」に対してIDが付与されることとなります。

要するに、「採用責任者」が「法人本部」にいるのか「認可保育所」にいるのかどうかということにより、「利用者情報登録」を法人本部が行うのか認可保育所が行うのか判断することとなります。

②-1 法人本部で全ての運営施設等の採用業務を行っている場合

「1つ」のID付与



最

重要ポイント

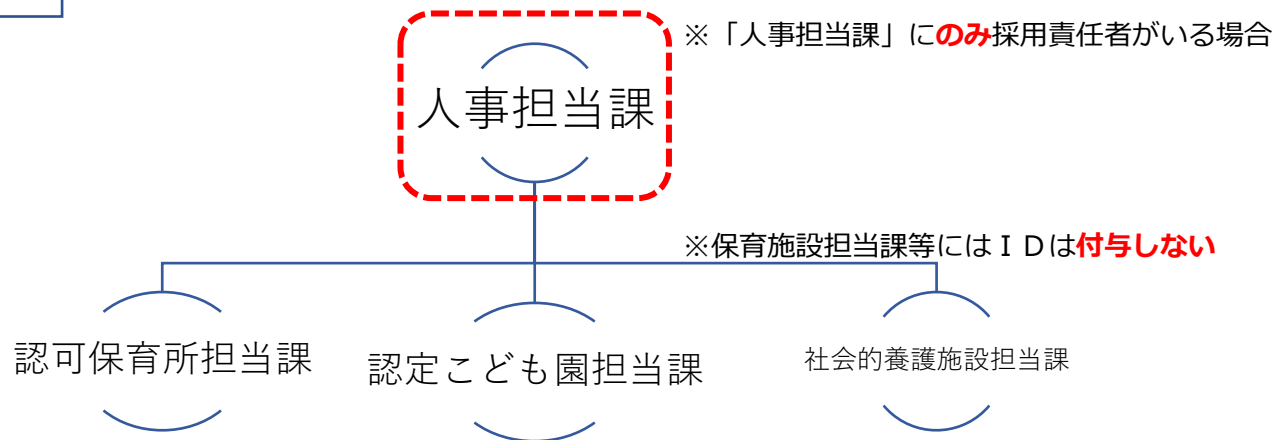
この事例は、法人本部の「採用責任者」により採用業務を一括で行っている場合です。この場合、「法人本部」にのみIDが付与され、各運営施設等には付与されません。一方、電子申請フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われます。したがって、「利用者情報登録」に当たっては、法人本部と各運営施設等において、各施設・事業所から同一人物を重複して登録することがないように事前に調整し、「利用者情報登録」をする必要があります。

自治体担当者向け

※以下のほか、採用形態に応じて、他の類型を参考として適切かつ柔軟に対応願います。

②-2 人事担当課で全ての各施設等担当課の採用業務を行っている場合

「1つ」のID付与



最

重要ポイント

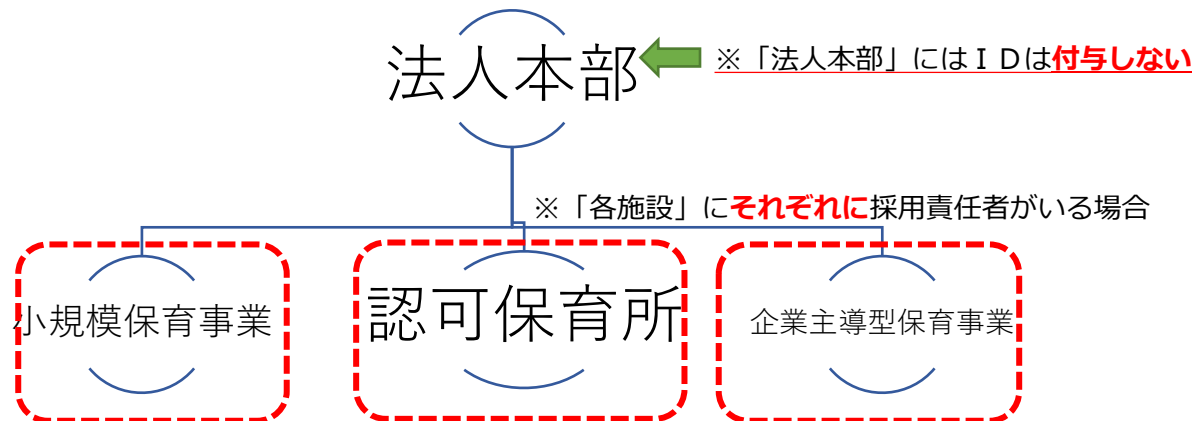
・この事例は、本庁人事担当課の「採用責任者」により採用業務を一括で行っている場合です。この場合、「人事担当課」にのみIDが付与され、各施設等担当課には付与されません。

したがって、「利用者情報登録」に当たっては、本庁人事担当課と各施設担当課等において、

「採用責任者」を重複して登録することがないように事前に調整し、「利用者情報登録」をする必要があります。

「1つ」のID付与

③各施設等で採用業務を行っている場合



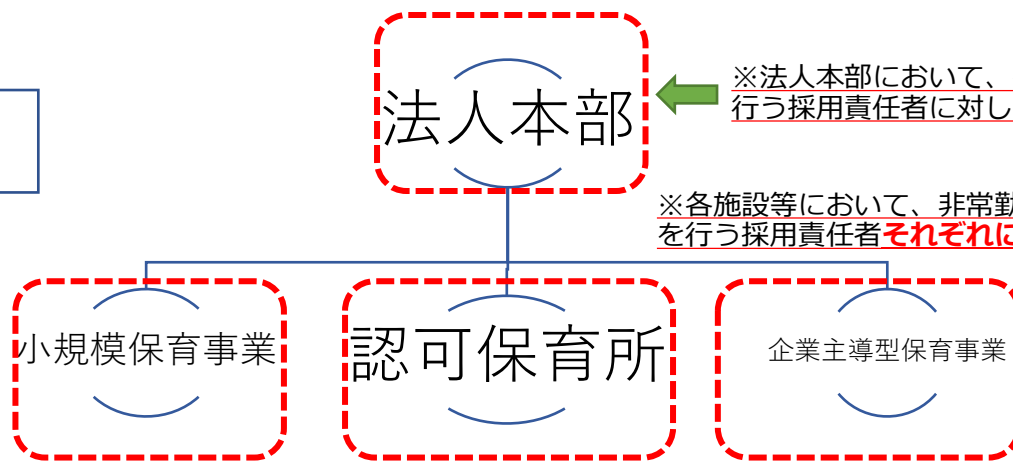
重要ポイント

この事例は、法人本部に採用権限がなく、各運営施設等に採用権限を付与している場合となります。この場合も、電子申請フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われることから、法人本部職員ではなく各施設の採用責任者がそれぞれ利用者情報を登録する旨を、法人本部及び各運営施設等であらかじめ連携・調整の上、各運営施設等において「採用責任者」を選定し、「利用者情報登録」を行い、当該者の責任において安全管理措置を遵守し、データベースを活用する必要があります。

データベースの利用者情報登録について

- ④ 法人本部 – 各施設等の常勤職員**のみ**の採用業務を行っている
各施設等 – 非常勤職員や短時間勤務職員**のみ**の採用業務を行っている

「1つ」のID付与



※法人本部において、各施設等の常勤職員**のみ**の採用業務を行う採用責任者に対しIDを付与

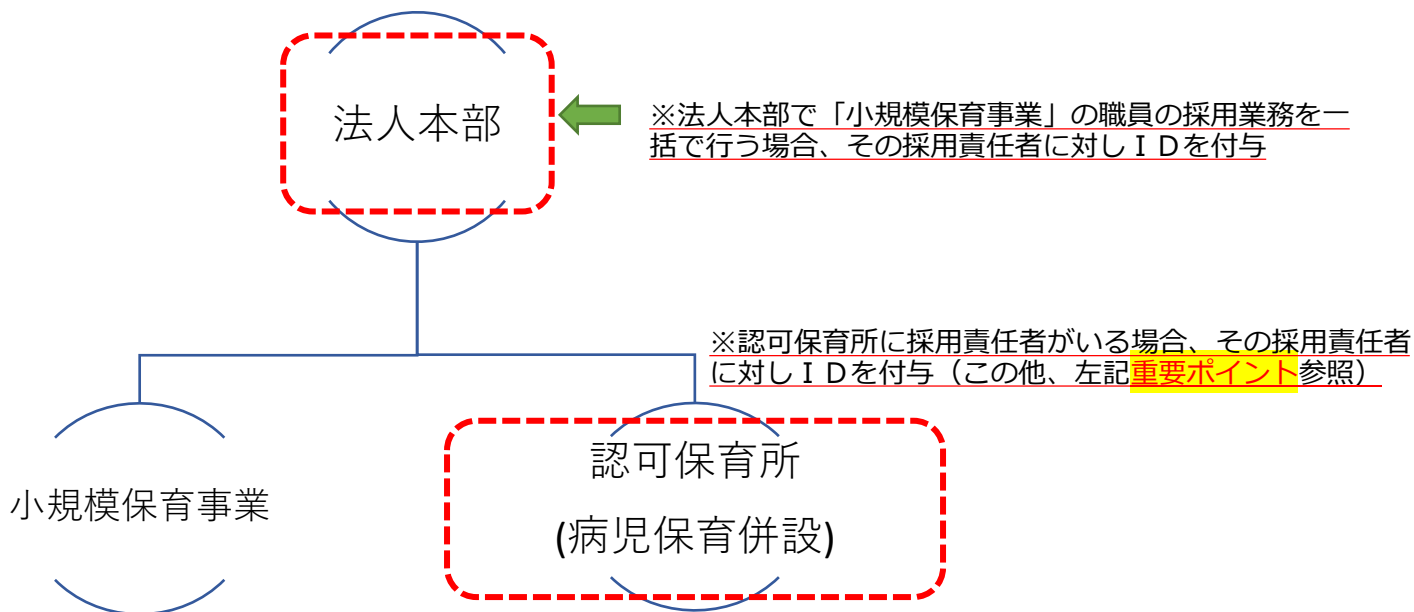
※各施設等において、非常勤職員や短時間勤務職員等**のみ**の採用業務を行う採用責任者**それぞれ**に対してIDを付与

重要ポイント

- この事例は、法人本部が各運営施設等の「常勤職員のみ」の採用業務を行い、各運営施設等は「非常勤職員や短時間勤務職員のみ」の採用業務を行う場合です。
- この場合も、**電子申請フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われることから、あらかじめ法人本部及び各運営施設等が連絡調整のうえ、法人本部(※主たる運営施設等である1施設宛てに依頼された電子申請フォームを用いて登録)**は、各運営施設等の「常勤職員のみ」の「採用責任者」として「利用者情報登録」を行い、当該者に対しIDが付与されます。なお、法人本部は各施設等の非常勤職員等についての採用権限がないため、データベースの活用はできません。
- 各運営施設等は、「非常勤職員等のみ」の「採用責任者」として「利用者情報登録」し、当該者に対しIDが付与されます。なお、各運営施設等は常勤職員についての採用権限がないためデータベースの活用はできません。

「1つ」のID付与

⑤ 法人本部と各施設等ごとに採用形態が異なる



重要ポイント

- この事例は、「小規模保育事業」の採用業務(常勤非常勤等含めすべて。)を法人本部が行い、「認可保育所」及び認可保育所に併設される「病児保育施設」の採用業務は認可保育所が行う場合です。
- この場合も、電子フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われることから、あらかじめ法人本部及び各運営施設等が連絡調整のうえ、①小規模保育事業宛てに依頼された電子フォームを用いて法人本部の採用責任者を登録するとともに、②認可保育所、又は病児保育施設のいずれか宛てに依頼された電子フォーム1つのみを用いて、当該認可保育所及び病児保育併設の採用責任者1名を登録します。
- この他、例えば、病児保育施設が、認可保育所とは別に採用業務を行っている場合については、「認可保育所」及び「病児保育施設」のそれぞれの採用責任者に対し、IDを付与されることとなります。
- このほか、例えば「小規模保育事業」において非常勤のみの採用業務を行っているというような場合については、「小規模保育事業」の採用責任者についてもIDを付与することとなります。

参考資料

主なQ&A

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q1. 採用責任者とはどのような者を想定しているのか。

A. 民間施設においては、施設長又は施設長から権限を与えられた者を想定しています。また、公立施設においては、自治体の人事担当職員、具体的には人事課長などを想定しています。したがって、単に実務を担当している者が採用責任者となることは想定しておりません。本資料P20にあるとおり、採用責任者は、I D付与時に不正利用をしないこと、パスワードを厳重管理すること、故意過失に関わらず情報漏洩が発生した際は、こども家庭庁への速やかな報告を行う等を遵守すること等について誓約することを想定しています。

Q2. 一法人で複数施設を運営しており、保育士のうち正規職員は法人本部で採用を行っており、保育士として勤務するパートの方や短時間勤務の方の採用は、各施設で行っている場合の採用責任者の考え方と I D の払出についてどのように考えるのか。

A. 一法人で複数施設を運営し、正規職員を法人本部で一括で採用する場合については、当該正規職員の採用に係る法人内の採用責任者に対し、一つの I D を払い出すことが想定されます。

また、パートの方や短時間勤務の方の採用について、各施設で行っている場合は、パートの方や短時間勤務の方の採用に限り、各施設の採用責任者に対し、I D を払い出すことが想定されます。

このように法人や自治体での採用形態等により、採用責任者が異なることが想定されますが、採用責任者は、機微な個人情報扱うこと及び情報漏洩防止措置などについて、厳格に遵守する必要があります。

したがって、法人及び自治体は、I D の払出しに必要な利用者情報登録について、厳に必要な採用責任者にかかるもののみ申請を行う必要があります。

Q3. 一法人で複数施設を運営し、一施設で複数の事業を運営している場合の I D の払出についてどのように考えるのか。

A. 例えば、一法人で複数施設を運営し、保育士を法人本部で一括で採用する場合については、法人内の採用責任者に対し、一つの I D を払い出すことを想定しています。

この他、例えば、法人の複数施設のうちの一施設において、複数の事業、例えば、認可保育所に併設して病児保育事業を実施している場合であって、採用事務がそれぞれで行われている場合、当該認可保育所と病児保育事業の採用事務が明確に分かれている場合に限り、認可保育所の採用責任者と病児保育事業の採用責任者それぞれに対し、I D を払い出すことを想定しています。したがって、この例においては、採用責任者が明確に切り分けられる場合に限り、法人本部、認可保育所及び病児保育の採用責任者として I D が払出しに必要な利用者情報登録ができることとなります。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q4. 今後、施設及び事業所が行う作業、都道府県等が行う作業について教えてください。児童生徒性暴力等を行った者の情報の登録は、都道府県で行うという理解でいいですか。保育士を採用する施設及び事業所は当該「特定登録取消者」情報を保育士を任命し、雇用しようとするときに検索をするものと理解していますが、そのような理解で正しいでしょうか。

A. まず、今後、施設及び事業所に行っていただく作業ですが、昨日、都道府県等を通じて、データベースを利用するための「利用者情報登録」の周知依頼の事務連絡を発出させていただきました。

これは、従前より説明させていただいておりますが、児童生徒性暴力等を行ったことにより、都道府県知事により保育士登録を取り消された者の情報が格納されたデータベースにアクセスしていただくため、施設等における利用者情報の登録を行っていただくための作業となります。

登録方法の具体については事務連絡を確認していただきたいと思いますが、施設及び事業所、自治体において、採用形態を踏まえた採用責任者を選定し、事務連絡内でご案内している電子フォームの【入力用URL】にアクセスしていただき、利用者情報登録申請をしていただきます。

採用形態が複雑でなければ、おおむね5分程度で入力送信が完了する作りとなっています。

その後、施設及び事業所、自治体の採用責任者により登録された情報を元に、こども家庭庁（運用保守事業者）より、データベースを利用していただくためのID等をメール等により、利用者情報として登録いただいた第1メールアドレス宛にお送りいたします。これが付与されましたら、別途お知らせする期日までに初回ログインを行っていただき、ログインが問題なく確認できれば、4月1日からデータベースを利用する準備は完了となります。これが、データベースを実際に利用する、施設及び事業所、自治体の採用責任者の方に行っていただく作業と完了までの流れです。

この他、利用にあたって、初回ログイン方法やパスワードの変更方法など、具体的な操作方法等については、別途、ご案内します。

(次頁へ続く)

(前頁より)

次に、都道府県の方に行っていた作業ですが、まず、都道府県の方におかれましては、既に依頼をさせていただいております、児童福祉法第18条の20の4第2項に規定される児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者の情報をシステムにご登録いただく作業があります。こちらは対応済みの都道府県がほとんどと認識しております。

次に、前頁に記載した事務連絡を各施設所管課などを通じて、所管施設に周知していただくとともに、都道府県が所管する施設（公立施設）については、都道府県として利用者情報の登録、いわゆる本庁における採用責任者（人事課長など）の登録を行っていただく必要があります。作業要領は、施設及び事業所が行う作業と同様となります。（電子フォームによる登録。）

その後、施設及び事業所同様に自治体の採用責任者宛てにID等が付与されます。

次に、市区町村の作業ですが、前頁に記載した事務連絡が都道府県から送付されますので、都道府県同様、市区町村が所管する施設（公立施設）については、市区町村として利用者情報の登録、いわゆる市区町村本庁における採用責任者（人事課長など）の登録を行っていただく必要があります。作業要領は、施設及び事業所が行う作業と同様となります。（電子フォームによる登録。）

その後、施設及び事業所同様に採用責任者宛てにID等が付与されます。

繰り返しとなりますが、都道府県等は施設及び事業所が行う利用者情報の登録についての取りまとめ作業は発生しません。（電子フォームにより直接こども家庭庁に提出されるため。）

最後に、「特定登録取消者」の情報の登録は都道府県が行いますので、施設等において、保育士の任命し、雇用しようとするときを除き、保育士登録取消者に関する情報を取扱うことはありません。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q5. データベース構築の背景として過去の児童生徒性暴力等によって保育士登録の取消をされた者は、**もともと保育士登録がないのに採用申込にくることがあるのか。**

A.再登録をして採用申込に来る可能性はあると考えています。改正児童福祉法第18条の5において、保育士の欠格事由が規定されています。第1項第4号において、児童生徒性暴力等を行って「三年を経過していない者」とあります。つまり、児童生徒性暴力等を行っていても三年を経過していれば、保育士の欠格事由とはならず、再度、保育士の登録が可能となることがあります。改正法第18条の20の2に、「都道府県知事は、(略) その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。」とあります。なお、再登録については、第18条の20の2第2項に「保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。」とあり、再登録の厳格化が新たに規定されています。

さらに、法施行前に、児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったことが発覚し、その時点で保育士登録を取り消された者は、データベースに登録される場合があるが、改正法による厳格化の対象とならず、この者が保育士として再登録された場合、保育士登録番号が新たに付番され、当該者から採用申込があり、内定後においてデータベースを検索した結果、同姓同名同生年月日かつ保育士登録番号が異なる者がヒットすることとなる。このような事例も想定されることから、以下、Q3で述べる方法などにより適切に検索を行うことに留意が必要である。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q6. 過去に児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者が、再度保育士試験を受験し又は指定保育士養成施設に入学し、新たに保育士資格を取得して、採用希望を出してくる場合があると思うが、この者はデータベースに登録されておらず、採用の際、データベースで検索を掛けても出てこないのではないか。

A.データベースには登録取消があった時点の情報が登録されるため、新たに保育士資格を取得した時点の情報はデータベースには登録されていないこととなります。しかしながら、データベースによる検索は、本資料にあるとおり、**姓名及び生年月日により行うこととなるので、過去に登録された情報がヒットすることとなります。**ただし、新たに保育士資格を取得していることから、保育士登録番号は新たに付番されており、検索結果の姓名及び生年月日は一致しているが、保育士登録番号が異なる結果が表示されることとなります。さらに、婚姻などにより姓が変更されている場合もあること、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消となった事実を秘匿することを意図して改名の上、採用希望を出してくるケースも考えられることから、新規学卒者でない者など保育士資格取得から一定期間が経っている場合には、**本人確認書類等に記載された氏名（現姓名）と併せて、旧姓や改名前の氏名が判明している場合には、両方でデータベースを検索するなどが必要です。**

Q7. 幼稚園など、保育所等以外で勤務していて性暴力等を行った者について、**幼稚園教諭免許状の失効**などがあった場合、児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者（特定登録取消者）として検索はできるのか。また、幼保連携型認定こども園など、保育教諭を任命し、雇用する場合はデータベースを活用することはできるのか。

A.本データベースは、**保育士登録を取り消された者についてのみが検索可能**です。幼稚園教諭免許状の失効者については、本データベースには情報がないので検索はできません。また、保育教諭については、幼稚園免許状と保育士登録されている者となりますので、保育士（保育教諭）を任命し、雇用しようとするときにデータベースを活用いただくこととなります。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q8. データベースを利用するためには、特定のパソコンなどを指定する（固定のIPアドレスの登録など）必要があるのか。

1月19日の説明会資料P22に2つのメールアドレスを登録するとあるが、事業所のメールアドレスの登録だけでいいのではないか。

A.データベースを利用する際、特定のパソコンでないと利用できないということはありません。ただし、前回、データベースを利用したパソコンと異なるパソコンであることをシステムが感知した場合、安全性の観点から、以下で述べる採用責任者に要求される確認コードの入力同様、パソコンの変更に伴う確認コードの入力が要求されます。したがって、データベースを利用する際にパソコンを変更した場合は、2段階の認証が求められることとなります。

また、2種類のメールアドレスを登録する趣旨は、①**第1メールアドレス**は、こども家庭庁（運用保守事業者）から施設等に固有のID等を付与し、この送付先として設定していただくメールアドレス(市区町村とやりとりしている施設代表メールアドレス等)であり、②**第2メールアドレス**は、利用者を限定するとともに安全管理措置の観点から、データベースに唯一ログインできる者(採用責任者)が利用するメールアドレス(個人携帯や施設で利用している採用責任者固有のメールアドレス)となります。

第1メールアドレスは、事業所で共有しているメールアドレスで結構ですが、第2メールアドレスは、施設長など採用責任者の個人メールアドレス（個人携帯が必要となります。IDは事業所内で共有できるアドレス等宛に送付されますが、一方、データベースにログインするために、第2メールアドレス宛に自動送付される確認コードの入力が求められ、これらを入力していないとログインできない仕組みとなっているためです。

入力画面の例示

私立用（施設単位）

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(私立用)

令和6年4月1日から運用を開始する保育士特定登録取消者管理システムのID、パスワードを配付するため施設等情報の収集を行います。必要情報をご登録ください。

○この施設等利用者情報の登録についての質問は以下フォームよりお問い合わせください。
※FAQ作成の参考とさせていただきます。FAQについては以下こども家庭庁HPで随時更新予定です。

○こども家庭庁HP(保育士特定登録取消者管理システム)
(調整中) 制度概要等を掲載予定

* 必須

※保育士の雇用において、施設類型や、地域、雇用形態により採用責任者が異なる場合は、同一法人・同一施設で異なる採用責任者を複数登録することは妨げませんが、それぞれの採用権限を有する施設、地域、雇用形態を明確しておく必要があります。その上で、採用責任者を複数登録する場合には、採用責任者ごとに別のフォームで登録してください。

1. 情報登録を行う種別を選択してください。*

※法人本部の方が登録をする場合には、「法人」を選択してください。

施設の方が登録をする場合には、「施設」を選択してください。

本部等で採用業務を行っているが、一部施設等においても採用業務を行っている場合(採用業務が明確に分かれている場合に限る。)は「施設」を選択して登録してください。

①

施設 (1法人1施設の場合など、1人の採用責任者が1つの施設を所管する場合。または、1施設で他の事業もやっている場合(例:保育所等一時預かり事業も行う場合、こども園で病児保育を行う場合))

法人 (本部等で一括採用するなど、1人の採用責任者が複数の施設を所管する場合)

次へ

Microsoft 365

このコンテンツはフォームの所有者が作成したものです。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。Microsoftは、このフォームの所有者を含むお客様のプライバシーやセキュリティの取扱いに関して一切の責任を負いません。パスワードを記載しないでください。

Microsoft Forms | AI を活用したアンケート、クイズ、投票 [独自のフォームの作成](#)

このフォームの所有者は、応答データの使用方法についてのプライバシーに関する声明を提供していません。個人情報や機密情報を記載しないでください。| 利用規約

① 1法人で1施設を運営している場合

・(例)「認可保育所」で採用業務を行っている場合

①まず「施設」を選択します。

②次に、施設情報を入力する画面に移りますので必要事項、設置者や施設名等を入力します。

③次に、施設で行っている事業を選択します。

認可保育所を運営しているので、「認可保育所」を選択します。

※また、認可保育所において「一時預かり事業」も実施している場合であって、「採用責任者」が「一時預かり事業」と「認可保育所」の保育士採用業務をあわせて行っている場合は、「認可保育所」と「一時預かり事業」を選択してください。

重要) 仮に、「認可保育所」と「一時預かり事業」においてそれぞれ採用責任者がいる場合は、「認可保育所」で1つの電子フォーム、「一時預かり事業」で1つの電子フォームの2つの電子フォームでの利用者情報登録が必要となります。これは、「認可保育所」と「一時預かり事業」で「採用責任者」が異なるため、採用責任者ごとにIDを払い出すルールから外れるためです。この場合のように、事業ごとに採用責任者が異なる場合だけでなく、正職員と会計年度職員などにより、「採用責任者」が異なる場合についても同様の考え方にに基づき電子フォームを登録していただく必要があります。

④最後に、「採用責任者」の情報を入力します。

注)第1メールアドレスと第2メールアドレスを忘れずに入力する必要があります。第1メールアドレス:システムのURLとIDを送信するあて先となります。第2メールアドレス:多要素認証に必ず必要となるものです。(利用できる採用責任者と特定するため個人で管理するメールアドレスを登録してください。)

⑤送信ボタンを押して登録完了です。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(私立用)

* 必須

施設所在地等の情報について **②**

2. 設置者名をご入力ください *

回答を入力してください

3. 施設名をご入力ください *

回答を入力してください

4. 郵便番号をご入力ください (ハイフンは入れず半角数字で入力ください。) *

値は数値にする必要があります

5. 都道府県 *

答えの選択

6. 市区町村 (※政令市は区名までこの欄にご入力ください) *

回答を入力してください

7. 町名・番地 (建物名・部屋番号等までご入力ください) *

回答を入力してください

8. 施設について (あてはまるものを全てにチェックを入れてください) *

認可保育所 **③**

幼保連携型認定こども園

幼保連携型以外の認定こども園

児童養護施設

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

児童発達支援センター

児童心療治療施設

小規模保育事業 (A型)

小規模保育事業 (B型)

小規模保育事業 (C型)

事業所内保育事業

病児保育事業

乳児院

病院 (結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関)

母子生活支援施設

一時預かり事業

女性自立支援施設

女性相談支援センター

児童発達支援 (児童発達支援センターで行われるもの以外)

放課後等デイサービス

一時保護施設

預かり保育 (子ども・子育て支援法に基づくもの)

認可外保育施設

家庭的保育事業

偏宅訪問型保育事業

戻る 次へ

[2/22(木)締切]保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (私立用)

* 必須

採用責任者の情報について

IDの配付対象となる採用責任者の情報についてご入力ください。

4

9. 採用責任者の所属をご入力ください *

回答を入力してください

10. 採用責任者の役職をご入力ください *

回答を入力してください

11. 氏 *

回答を入力してください

12. 名 *

回答を入力してください

13. 氏 (フリガナ) *

回答を入力してください

14. 名 (フリガナ) *

回答を入力してください

15. 【第1メールアドレス】

採用責任者の所属メールアドレスをご入力ください。
(半角英数字で入力ください。)
※ID等を配付する際に必要となります。*

回答を入力してください

16. 【第2メールアドレス】

採用責任者の個人メールアドレスをご入力ください。
(半角英数字で入力ください。)
※ログインする際の多要素認証に必要となります。*

回答を入力してください

17. 採用責任者の電話 (外線) をご入力ください。(ハイフンは入れず半角数字で入力ください。)*

値は数値にする必要があります

18. 採用責任者の電話 (内線) をご入力ください。(ハイフンは入れず半角数字で入力ください。)

値は数値にする必要があります

戻る

次へ

Microsoft 365

このコンテンツはフォームの所有者が作成したものです。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。Microsoft は、このフォームの所有者を含むお客様のプライバシーやセキュリティの取り扱いに関して一切の責任を負いません。パスワードを記載しないでください。

Microsoft Forms | AI を活用したアンケート、クイズ、投票 [独自のフォームの作成](#)

このフォームの所有者は、応答データの使用方法についてのプライバシーに関する声明を提供していません。個人情報や機密情報を記載しないでください。 | [利用規約](#)

入力画面の例示

私立用（法人単位）

②法人本部で全ての運営施設等の採用業務を行っている場合

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (私立用)

令和6年4月1日から運用を開始する保育士特定登録取消者管理システムのID、パスワードを配付するため施設等情報の収集を行います。必要情報をご登録ください。

○この施設等利用者情報の登録についての質問は以下フォームよりお問い合わせください。
※FAQ作成の参考とさせていただきます。FAQについては以下こども家庭庁HPで随時更新予定です。

○こども家庭庁HP（保育士特定登録取消者管理システム）
（調整中） 制度概要等を掲載予定

* 必須

※保育士の雇用において、施設類型や、地域、雇用形態により採用責任者が異なる場合は、同一法人・同一施設で異なる採用責任者を複数登録することは妨げませんが、それぞれの採用権限を有する施設、地域、雇用形態を明確にしておく必要があります。その上で、採用責任者を複数登録する場合には、採用責任者ごとに別のフォームで登録してください。

1. 情報登録を行う種別を選択してください。*

※法人本部の方が登録をする場合には、「法人」を選択してください。
施設の方が登録をする場合には、「施設」を選択してください。
本部等で採用業務を行っているが、一部施設等においても採用業務を行っている場合（採用業務が明確に分かれている場合に限る。）は「施設」を選択して登録してください。

施設（1法人1施設の場合など、1人の採用責任者が1つの施設を所管する場合。または、1施設で他の事業も行う場合（例：保育所で一時預かり事業も行う場合、こども園で病児保育を行う場合））

法人（本部等で一括採用するなど、1人の採用責任者が複数の施設を所管する場合）

次へ

Microsoft 365

このコンテンツはフォームの所有者が作成したものです。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。Microsoft は、このフォームの所有者を含むお客様のプライバシーやセキュリティの取り扱いに関して一切の責任を負いません。パスワードを記載しないでください。
Microsoft Forms | AI を活用したアンケート、クイズ、投票 [独自のフォームの作成](#)
このフォームの所有者は、応答データの使用方法についてのプライバシーに関する声明を提供していません。個人情報や機密情報を記載しないでください。 | 利用規約

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (私立用)

* 必須

法人所在地等の情報について

2. 法人名をご入力ください *

回答を入力してください

3. 代表者名をご入力ください *

回答を入力してください

4. 郵便番号をご入力ください（ハイフンは入れず半角数字で入力ください。） *

値は数値にする必要があります

5. 都道府県 *

答えの選択

6. 市区町村（※政令市は区名までこの欄にご入力ください） *

回答を入力してください

7. 町名・番地（建物名・部屋番号等までご入力ください） *

回答を入力してください

戻る 次へ

①「法人」を選択して、法人情報を入力します。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(私立用)

②

* 必須 ②「1施設目」及び「2施設目」の情報を入力します。

法人の所管施設について

保育士も雇用する施設の情報について全施設分ご入力ください

8. 施設名をご入力ください(1施設目) *

回答を入力してください

9. 施設所在地の都道府県をご入力ください。*

答えの選択

10. 施設所在地の市区町村をご入力ください。(※政令市は区名までこの欄にご入力ください) *

回答を入力してください

11. 施設類型について *

- 認可保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 幼保連携型以外の認定こども園
- 児童養護施設
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 児童心理治療施設
- 小規模保育事業(A型)

12. 施設名をご入力ください(2施設目) *

回答を入力してください

13. 施設所在地の都道府県をご入力ください。*

答えの選択

14. 施設所在地の市区町村をご入力ください。(※政令市は区名までこの欄にご入力ください) *

回答を入力してください

15. 施設類型について *

- 認可保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 幼保連携型以外の認定こども園
- 児童養護施設
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 児童心理治療施設
- 小規模保育事業(A型)
- 小規模保育事業(B型)
- 小規模保育事業(C型)
- 事業所内保育事業
- 病児保育事業
- 乳児院

③

16. 3施設目を登録しますか *

はい

いいえ

戻る

次へ

③「3施設目」の登録を行うかどうか求められます。

※3施設目以降は「1施設目」と同様に施設数に応じて全ての施設情報を入力していただきます。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (私立用)

* 必須

17. 施設名をご入力ください (3 施設目) *

回答を入力してください

18. 施設所在地の都道府県をご入力ください。 *

答えの選択

19. 施設所在地の市区町村をご入力ください。(※政令市は区名までこの欄にご入力ください) *

回答を入力してください

20. 施設類型について *

- 認可保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 幼保連携型以外の認定こども園
- 児童養護施設

21. 4 施設目を登録しますか *

はい

いいえ

戻る

次へ

④ 最後に、「採用責任者」情報を入力します。

⑤ 送信ボタンを押して登録完了です。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(私立用)

* 必須

採用責任者の情報について
IDの配付対象となる採用責任者の情報についてご入力ください。

9. 採用責任者の所属をご入力ください *

回答を入力してください

10. 採用責任者の役職をご入力ください *

回答を入力してください

11. 氏 *

回答を入力してください

12. 名 *

回答を入力してください

13. 氏 (フリガナ) *

回答を入力してください

14. 名 (フリガナ) *

回答を入力してください

15. 【第1メールアドレス】
採用責任者の所属メールアドレスをご入力ください。
(半角英数字で入力ください。)
※ID等を配付する際に必要となります。*

回答を入力してください

16. 【第2メールアドレス】
採用責任者の個人メールアドレスをご入力ください。
(半角英数字で入力ください。)
※ログインする際の多要素認証に必要となります。*

回答を入力してください

17. 採用責任者の電話(外線)をご入力ください。(ハイフンは入れず半角数字で入力ください。)*

値は数値にする必要があります

18. 採用責任者の電話(内線)をご入力ください。(ハイフンは入れず半角数字で入力ください。)

値は数値にする必要があります

戻る 次へ

Microsoft 365

このコンテンツはフォームの所有者が作成したものです。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。Microsoft は、このフォームの所有者を含むお客様のプライバシーやセキュリティの取り扱いに関して一切の責任を負いません。パスワードを記載しないでください。
Microsoft Forms | AI を活用したアンケート、クイズ、投票 [独自のフォームの作成](#)
このフォームの所有者は、応答データの使用方法についてのプライバシーに関する声明を提供していません。個人情報や機密情報を記載しないでください。 | 利用規約

入力画面の例示

公立用

- ①都道府県本庁に「採用責任者」がいる場合は「都道府県」を選択します。
「採用責任者」が市区町村にいる場合は「市区町村」を選択します。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(公立用)

令和6年4月1日から運用を開始する保育士特定登録取消者管理システムのID、パスワードを配付するため施設等情報の収集を行います。必要情報をご登録ください。

○この施設等利用者情報の登録についての質問は以下フォームよりお問い合わせください。

※FAQ作成の参考とさせていただきます。FAQについては以下こども家庭庁HPで随時更新予定です。

○こども家庭庁HP(保育士特定登録取消者管理システム)
(調整中) 制度概要等を掲載予定

* 必須

※保育士の雇用において、施設類型や、地域、雇用形態により採用責任者が異なる場合は、同一自治体で異なる採用責任者を複数登録することはできませんが、それぞれの採用権限を有する施設、地域、雇用形態を明確にしておく必要があります。その上で、採用責任者を複数登録する場合には、採用責任者ごとに別のフォームで登録してください。

1. 自治体について選択ください。



都道府県

市区町村

2. 都道府県をご選択ください。

01_北海道

次へ

①

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(公立用)

令和6年4月1日から運用を開始する保育士特定登録取消者管理システムのID、パスワードを配付するため施設等情報の収集を行います。必要情報をご登録ください。

○この施設等利用者情報の登録についての質問は以下フォームよりお問い合わせください。

※FAQ作成の参考とさせていただきます。FAQについては以下こども家庭庁HPで随時更新予定です。

○こども家庭庁HP(保育士特定登録取消者管理システム)
(調整中) 制度概要等を掲載予定

* 必須

※保育士の雇用において、施設類型や、地域、雇用形態により採用責任者が異なる場合は、同一自治体で異なる採用責任者を複数登録することはできませんが、それぞれの採用権限を有する施設、地域、雇用形態を明確にしておく必要があります。その上で、採用責任者を複数登録する場合には、採用責任者ごとに別のフォームで登録してください。

1. 自治体について選択ください。



都道府県

市区町村

2. 都道府県をご選択ください。

01_北海道

3. 市町村名をご入力ください。例) ○○市、○○町 *

回答を入力してください

次へ

②次に、「採用責任者」情報を入力します。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(公立用)

* 必須

採用責任者の情報について
IDの配付対象となる採用責任者の情報についてご入力ください。

4. 採用責任者の所属をご入力ください *

回答を入力してください

5. 採用責任者の役職をご入力ください。(例：人事部長、人事課長、職員担当主幹、施設長、施設採用担当課長、等) *

※実務担当者レベルでの登録はできません。

回答を入力してください

6. 氏 *

回答を入力してください

7. 名 *

回答を入力してください

8. 氏(フリガナ) ※カタカナで入力して下さい。 *

回答を入力してください

9. 名(フリガナ) ※カタカナで入力して下さい。 *

回答を入力してください

10. 【第1メールアドレス】
採用責任者の所属メールアドレスをご入力ください。
(半角英数字で入力ください。)
※ID等を配付する際に必要となります。 *

回答を入力してください

11. 【第2メールアドレス】
採用責任者の個人メールアドレスをご入力ください。
(半角英数字で入力ください。)
※ログインする際の多要素認証に必要となります。 *

回答を入力してください

12. 採用責任者の電話(外線)をご入力ください。(ハイフンは入れず半角数字でご入力ください。) *

値は数値にする必要があります

13. 採用責任者の電話(内線)をご入力ください。(ハイフンは入れず半角数字でご入力ください。)

値は数値にする必要があります

戻る 次へ

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (公立用)

③採用権限が付与されている「採用区分」を選択します。

③ 採用区分・施設類型について

次の質問からは、採用する職員の採用区分及び施設類型についてご入力いただきます。

- ①正規職員
- ②会計年度任用職員（人事課での採用）
- ③会計年度任用職員（担当課での採用）
- ④その他採用区分①
- ⑤その他採用区分②

に分かれております。

それぞれについて、配属先となる可能性のある施設類型についてご入力ください。

※その他については、採用区分をご記入ください。

戻る

次へ

 Microsoft 365

このコンテンツはフォームの所有者が作成したものです。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。Microsoft は、このフォームの所有者を含むお客様のプライバシーやセキュリティの取り扱いに関して一切の責任を負いません。パスワードを記載しないでください。

Microsoft Forms | AI を活用したアンケート、クイズ、投票 [独自のフォームの作成](#)

このフォームの所有者は、応答データの使用方法についてのプライバシーに関する声明を提供していません。個人情報や機密情報を記載しないでください。| [利用規約](#)

電子フォームによる利用者情報登録について

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (公用)

* 必須

採用区分・施設類型について (正規職員)

正規職員の採用の有無および職員及び配属先となる可能性のある施設類型についてご入力ください。

14. 正規職員の採用を担当しますか？ *

- はい
 いいえ

④採用権限が付与されている「採用区分」ごと、さらに、どの施設類型の採用権限が付与されているかをそれぞれ入力していきます。

15. 正規職員の採用についてどの施設の採用を担当するか選択してください① *

	採用を担当する	採用を担当しない
認可保育所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
幼保連携型認定こども園	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
幼保連携型以外の認定こども園	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童養護施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
福祉型障害児入所施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
医療型障害児入所施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童発達支援センター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童心理治療施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
小規模保育事業 (A型)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
小規模保育事業 (B型)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
小規模保育事業 (C型)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業所内保育事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
病児保育事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

乳児院	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
病院 (結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
母子生活支援施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
一時預かり事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
女性自立支援施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
女性相談支援センター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童発達支援 (児童発達支援センターで行われるもの以外)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

これは必須の質問です。

16. 正規職員の採用についてどの施設の採用を担当するか選択してください② *

	採用を担当する	採用を担当しない
放課後等デイサービス	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
一時保護施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
預かり保育 (子ども・子育て支援法に基づくもの)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
認可外保育施設 (届出をしているもの) (個人のベビーシッターを除く)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
家庭的保育事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
居宅訪問型保育事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

これは必須の質問です。

戻る

次へ

④

④「正規職員」の採用権限は付与されていないが、人事課(担当課)に「会計年度任用職員」の採用権限が付与されている場合。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(公立用)

* 必須

採用区分・施設類型について（会計年度任用職員（人事課での採用））

会計年度任用職員の採用の有無（人事課での採用）及び配属先となる可能性のある施設類型についてご入力ください。
会計年度任用職員の採用の中でも、人事課での採用と担当課での採用がある場合には、それぞれ登録ください。
その他の採用区分がある場合には、その他に採用区分を入力してください。

15.（人事課の方へ）会計年度任用職員の採用を担当しますか？

※担当課の方は「いいえ」を選択してください。*

はい

いいえ

戻る

次へ

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム(公立用)

* 必須

採用区分・施設類型について（会計年度任用職員（担当課での採用））

会計年度任用職員（担当課での採用）の採用有無及び配属先となる可能性のある施設類型についてご入力ください。
会計年度任用職員の採用の中でも、人事課での採用と担当課での採用がある場合には、それぞれ登録ください。

16.（担当課の方へ）会計年度任用職員の採用を担当しますか？

※人事課の方は「いいえ」を選択してください。*

はい

いいえ

戻る

次へ

- ④ 「正規職員」又は「会計年度任用職員」の採用権限は付与されていないが、「その他」の採用区分の採用について権限が付与されている場合。

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (公立用)

* 必須

採用区分・施設類型について (その他①)

正規職員・会計年度任用職員以外の採用有無及び配属先となる可能性のある施設類型についてご入力ください。

17. 正規職員、会計年度任用職員以外に採用を担当しますか？ *

はい

いいえ

18. ※はいと回答の場合

どのような区分での採用をご入力ください。*

回答を入力してください

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (公立用)

* 必須

採用区分・施設類型について (その他①)

正規職員・会計年度任用職員以外の採用有無及び配属先となる可能性のある施設類型についてご入力ください。

17. 正規職員、会計年度任用職員以外に採用を担当しますか？ *

はい

いいえ

18. ※はいと回答の場合

どのような区分での採用をご入力ください。*

回答を入力してください

入力画面の例示 共通画面（最終画面）

共通画面

【2/22(木)締切】保育士特定登録取消者管理システムに係る施設等利用者情報登録フォーム (私立用)

回答の確認について

⑤

最終確認の画面は出てきませんので、回答内容について再度ご確認のうえ送信ください。

(特にメールアドレスの打ち間違いにご注意ください。メールアドレスに誤りがある場合、ID・パスワードが付与できません。)

※戻るボタンを押しても入力した内容は消えません。

また、**回答送信後に内容の変更はできません。**

戻る

送信